

魚沼民商だより

2018年
9月 17日
第2118号

〒 946-0032

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail: uminsyo@rose.ocn.ne.jp

お礼・心温まる西日本豪 雨水害の救援募金活動!

今夏、連日の猛暑で日本列島が包み込まれ、7月の西日本を中心とした記録的な豪雨水害で甚大な被害に遭われました。その後、9月6日の北海道地震や台風21号によって、連日、災害に遭われているような感覚です。この台風の影響で、複数の会員にも被害が及んでいます。被害に遭われた方には、お見舞い申し上げます。今私たち民商は、被災状況を掴み、今後の対応を話し合っています。

さてこの間、多くの会員のみなさんから「西日本豪雨水害の被災者救援募金」活動に、たくさんのお心をお寄せいただきました。大変有り難うございます。9月10日現在、救援募金は23万4千円となりました。早速、被災地に届けます。

建設業許可申請者向けの 集いを開きました!

私たち民商は、建設業許可申請者の会員にも「自主計算・自主申告の要求運動を正しく発展させることが必要です」と、同様な方針を打ち出し、その最初の集まりを民商三役が中心となって開きました。

8月26日の六日町会場、9月2日の小出、小千谷両会場にて、対象者の約3割が出席しました。

当日、①経過報告、②今後の対応、③建設業法ミニ講座等を進めていきました。参加者の顔ぶれは申請者本人、夫婦、親子、親の代理(事業継承者)など様々でした。

お互い交流する中で、「パソコンのエクセル操作ができるので、挑戦してみたい」「ぜひエクセルの操作方法を教えて欲しい」「今の現状、書類準備として、下書きくらいまでならやれる」等、理解と自覚が深まっています。

この集まりでとても良かったのは、若手事業継承者との繋がりができたことです。今後も引き続き、

一人ひとりの(建設業許可申請者の)会員に丁寧知らせ、理解と自覚を促してまいります。

塩沢・商工新聞中心の活 動に移行へ!

今年の総会方針で、商工新聞の配布と会費の集金を支部中心に運営していこうとなりました。

この方針は事務所体制との関わりがもっとも大きい訳ですが、本来「民商は会員同士、集まって話し合い、相談し助け合う組織」と位置付けていることから、普段から会員同士が声を掛け合うことが大切で、風通しのいい関係を築きあげることが目的です。

早速、8月31日の塩沢支部役員会で「商工新聞中心の活動」について話し合われ、当面事務局が扱っている36ポスト(班長配布。個配)の商工新聞の配布と会費の組織集金を支部役員8人で担い、10月からお試しスタートとなります。

商工新聞を持参し、イン ボイスって何ですか?

9月3日、建設業の商工新聞読者が「インボイスって何ですか?」と商工新聞を持参しての問い合わせがありました。

その読者は、2年前に建設会社を退職し、その年に今の(従業員)仲間たちで土木事業を起業した方です。

消費税のインボイス(適格請求書等保存方式)を話していく中で、「売上1千万円満たないから俺には関係ないと思っていたが、そうでないことがわかった」「インボイスが導入されれば、実質、免税業者はいなくなる。これは大変だ」とつぶやいていました。



その他、建設業許可申請者の集いでも、消費税のインボイスが大きな話題となっています。これから班支部で様々な集まりが計画されます。集まりは私たちの営業と暮らしを守る語らいの場です、ぜひ積極的に参加しましょう。

注意・電気料金削減契約 には気を付けましょう!

9月4日、自動車整備の会員の奥さんから「いやあ。電気料金が安くなると契約したがそうでもない。すぐにも解約したい」と相談がありました。(※既に取付工事は完了し、クレジット会社からの契約確認の電話も入り済みです)

契約内容(削減プランご提案書)は、現契約の電力量を新システム(月額4800円)を導入することによって、50%削減(月額9400円)し、差引(利益)月額4600円とのことでした。よく見ると、差引金額よりも新システムの方が高くなっています。また契約内容そのものが販売者の断然有利なものとなっています。

今後、契約内容通りに実際の削減金額となるのか、検証しながらの対策となります。

みなさん、こうしたことは民商の仲間たちとよく話し合ってください。



法律相談のお知らせ

日時 10月 17日(水) 午後1時より
会場 民商事務所
弁護士 加賀谷 達郎 先生
(新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円
※事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。